

(案1)

資料4

答申第 号  
令和2年2月4日

(宛名) 様

高知県公文書管理委員会  
会長 山岡 敏明

高知県公文書等の管理に関する条例第14条第3項の規定による諮問に  
ついて (答申)

(諮問書文書日付及び文書番号) により諮問のあった下記の事項については、  
審議の結果、適当と認められます。

記

(実施機関) の公文書管理規程を立案のとおり制定することについて

(案2)

答申第 号  
令和2年2月4日

高知県知事  
濱田 省司 様

高知県公文書管理委員会  
会長 山岡 敏明

高知県公文書等の管理に関する条例第32条第2号の規定による諮問に  
ついて (答申)

令和2年1月21日付け元高文書第394号により諮問のあった下記の事項につ  
いては、審議の結果、適当と認められます。

記

高知県公文書等の管理に関する条例附則第6項の規定による実施機関と知事  
との協議を踏まえ、歴史公文書等に該当すると実施機関が判断した施行日前公  
文書を公文書館に移管することについて